

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
瀧上工業(株)	愛知県半田市神明町1-1

2. 指名停止措置期間

平成28年10月28日 から 平成29年 3月27日 5ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、瀧上工業(株)の社員が、中部地方整備局が発注する橋梁工事に関して、便宜を図ってもらった見返りに、同局職員に対して十数回にわたり計30数万円相当の飲食接待を行ったとして、平成28年9月30日、愛知県警に官製談合防止法違反・公契約関係競売入札妨害・贈賄容疑で逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第2号ロ・第2第9号ロに該当する。

本件については、指名停止5ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ロ 一般役員等 (公契約関係競売等妨害又は談合)	逮捕又は公訴を知った日から <u>2ヵ月以上 6ヵ月以内</u>
9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	逮捕又は公訴を知った日から <u>2ヵ月以上 12ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 中野 靖久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉浦 敏樹 (内線2512)